

- 衆院選、参院選に向けて、拡張的な財政政策と金融緩和が継続。
- 当面の注目は、党役員・閣僚等の人事と衆院選の結果。
- ただし、経済正常化後には、財政政策の転換などへの思惑浮上に留意。

岸田氏が自民党総裁に

9月29日の自民党総裁選で、岸田文雄氏が選出されました。立候補者4名のうち、1回目の投票では過半数を獲得した者はおらず、上位の岸田氏と河野氏で決選投票が行われ、岸田氏が勝利しました（図表1）。

10月4日に臨時国会が召集され、首相指名選挙を経て、岸田氏が第100代内閣総理大臣に就任する見込みです。

目先は経済下支えが最優先

自民党総裁選では、安全保障、エネルギー政策、外交、少子高齢化、経済などの様々な項目について議論が行われましたが、近い将来の経済政策については候補者間に大きな違いは見られませんでした。当面は、新型コロナ対応とそれに伴う経済対策が最優先事項で、拡張的な財政出動と金融緩和の継続が見込まれます。野党の一部からは、総額30～50兆円程度の財政支出案が出されています。10～11月に行われる予定の衆院選をにらんで、岸田新総裁は、数十兆円規模の経済対策を年末までに策定する必要性を表明しました。

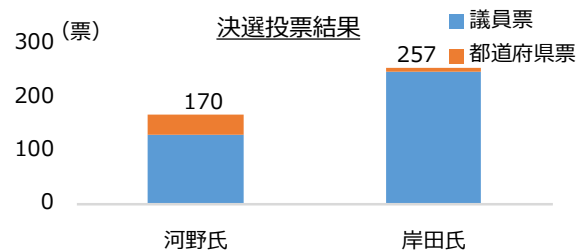
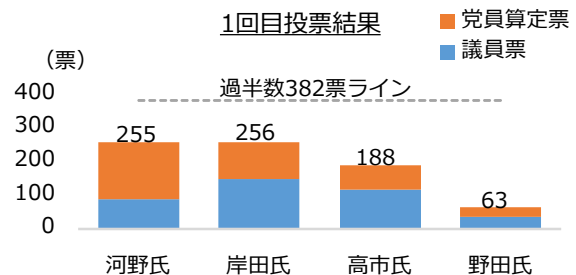
当面の注目は、党役員・閣僚等の人事と衆院選

衆議院では、現在、自民党単独で過半数の議席を占めています（図表2）。過去、政権が交代すると、新政権への期待から政権支持率が上昇するという傾向があり、衆院選で公明党も含めた与党が、法案可決に必要な過半数議席（233）を下回る可能性は低いとみられます。仮に、衆院選で3分の2の議席（310）を獲得できれば、参議院で否決された法案の再可決や憲法改正発議が可能となり、政治の安定性が高まります。

岸田新総裁のもと、自民党がどの程度支持率を高められるかが注目されます。総裁選で、有権者の意向が反映されるとみられる党員・党友票は河野氏ほど集まらなかったことが、衆院選にどう影響するかが問われます。実際、自民党総裁選の1回目の投票で岸田氏の首位が伝わると、日経平均株価は下げ幅を拡大しました。世論調査で人気の高い改革派の河野氏や、総裁選で善戦した、保守派で安倍元首相の政策の継承を掲げる高市氏の重要ポストへの起用が注目されます。

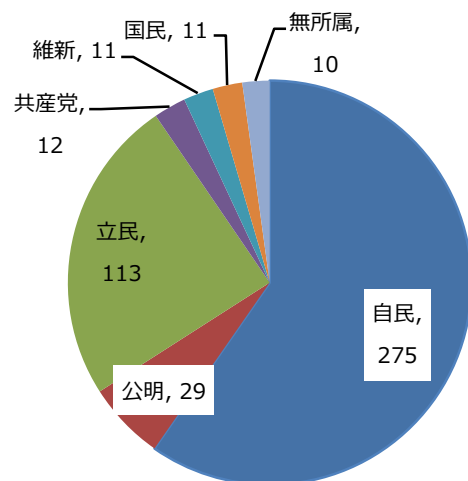
次ページへ続く

図表1 総裁選投票結果



出所：自民党HPよりアセットマネジメントOneが作成

図表2 衆議院の会派別議員数



出所：衆議院HPよりアセットマネジメントOneが作成
 注：2021年9月17日現在、欠員は4、衆議院の定数は465
 自民：自由民主党、立民：立憲民主党、公明：公明党
 共産：日本共産党、維新：日本維新の会、
 国民：国民民主党

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

来年以降の注目点

来年夏に予定されている参院選に向けて政権への支持を維持するには、来年前半にかけての新型コロナ対応の成功が鍵を握ります。国内では2回目のワクチン接種を終えた人が全人口の60%近くに達したほか、全国の新規感染者数も減少に転じ、政府は緊急事態宣言等の解除を決定しました。今後、感染再拡大の波をこなしながら経済正常化を進めるには、政治主導で新型コロナ患者に対する医療体制の拡充を早期に図る必要があります。

また、菅政権が掲げた「脱炭素」「デジタル化」「少子化対策」は、誰が首相となっても避けては通れない課題です。中間所得層の拡大に向け分配機能の強化と所得の引き上げを掲げる岸田氏においても、再分配だけでなく、経済成長にも目配りをする必要があります(図表3)。前回の2020年9月の自民党総裁選出馬時には、経済が動きだした後は財政の持続可能性の維持が重要だとしていました。また、総裁選に向けて打ち出した政策では、富裕層に対する金融所得課税の見直しを盛り込んでいます。今回の総裁選の討論会では、消費税率について「10年程度は上げることは考えない」と発言しましたが、経済正常化後に成長や再分配の原資をどのようにして確保するのか注目されます。

(調査グループ 飯塚祐子 10時執筆)

図表3 岸田氏の政策(抜粋)

新しい日本型資本主義 新自由主義からの転換	
成長戦略	<ul style="list-style-type: none">・ 10兆円規模の大学ファンドを設立・ 投資・研究開発・人材育成への大胆な税制・ 原発再稼働などを含む「クリーン・エネルギー戦略」の策定・ 地方におけるデジタル・インフラの整備
分配施策	<ul style="list-style-type: none">・ 企業に対し、四半期開示の見直し、非財務情報の開示充実、下請取引に対する監督体制の強化・ 中間層の拡大に向け、分配機能を強化し、所得を引き上げる、「令和版所得倍増」を目指す・ 子育て世帯の住居費、教育費について、支援を強化・ 賃金が公的に決まる看護師、介護士などの収入を増やすため、公的価格を抜本的に見直し・ 政府が、科学技術の振興や経済安保などの国家課題に計画的に取り組むため、財政の単年度主義を是正
「成長」と「分配」の好循環に向けた政策を総動員	
	<ul style="list-style-type: none">・ 産業分野毎の企業群の再編・集約・構築・ オープンイノベーションへの税制優遇、政府調達を通じた支援など・ 中小企業の事業再構築・生産性向上への支援・ 金融所得課税の見直しなど『1億円の壁』の打破

出所：岸田氏のHPよりアセットマネジメントOneが作成

※日経平均株価に関する著作権並びに「日経」および日経平均株価の表示に対する知的財産権その他一切の権利は、すべて日本経済新聞社に帰属します。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただき確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。